

高知ウォーキング協会 高知歩こう会 会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条本会は、高知ウォーキング協会高知歩こう会（以下「本会」という）と称する。

(目 的)

第2条本会は、（一社）日本ウォーキング協会（以下「JWA」という）・高知県ウォーキング協会（以下「KWA」という）に加盟し、原則として高知にウォーキングを普及推進するとともに、自然を愛し、自然に親しみ、健康と心身の涵養を図り、明るい社会の発展に寄与することを目的とする。

(所在地)

第3条本会の事務所は、高知市南宝永町4番2号 高知プリンスホテル内に置く。

(事 業)

第4条本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ウォーキングの実践及び育成に関する事業
- (2) ウォーキング実践団体間の交流と親睦を図る事業
- (3) その他ウォーキングの普及推進に必要な事業

(会 員)

第5条本会は、次の各号で定める会員をもって構成する。

- (1) 団体会員 ウォーキングを推進する地域団体、グループ等
- (2) 個人会員 ウォーキングの実践と普及に関心を有する個人
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同する団体・個人及び法人
- (4) 家族会員 個人会員及び賛助会員の家族

(入会手続)

第6条本会に入会しようとする者は、入会申込書に会費を添えて本会事務局に提出するものとする。

(会員の特典)

第7条会員には、本会より必要な情報等が与えられる。

- 2 会員は、全国の各種行事に参加することができるとともに、JWAからリーダー派遣による研修会・講習会の開催及びJWAからの全国表彰の機会が与えられる。
3. JWAの加盟団体会員の特典としてJWAの年間完歩表彰及び歩行距離認定の対象となる等の特典が与えられる。

第 2 章 役 員

(役 員)

第 8 条 本会に次の役員を置く。

(1)	会長	1 名
(2)	副会長	若干名
(3)	理事	若干名（会長及び副会長を含む）
(4)	事務局長	1 名（理事を兼任する）
(5)	幹事	若干名
(6)	監事	3 名以内

(役員の仕事)

第 9 条 役員の仕事は、次の通りとする。

(1)	会長	本会を代表し、会務を総理する。
(2)	副会長	会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代行する。
(3)	理事	理事会及び幹事会を構成し、総会で委任された事項及び、本会の運営に必要な事項を審議するとともに事業を遂行する。
(4)	事務局長	会長の意を受けて、本会の事務を処理する。
(4)	監事	毎事業年度の会計を監査し、総会に報告する。

(役員を選任)

第 10 条 役員は、会員の中から理事会で推挙し、総会の承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第 11 条 役員の仕事は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第 12 条 役員の仕事は支給しない。

(名誉役員等)

第 13 条 本会に名誉会長及び顧問等を置くことができる。

第 3 章 会 議

(会 議)

第 1 4 条 会議は総会及び理事会等とする。

(総 会) ※2021 年度まで総会は中止とする (2018 年書面議決)

第 1 5 条 総会は、年 1 回開催し、事業報告・決算報告・事業計画・予算計画及び役員の承認、その他本会の大綱を審議し、決定等を行う。尚、特別の事由があるときは臨時総会を開くことができる。

2. 総会は、団体会員及び個人会員で組織し、会長がこれを招集する。
3. 総会は、総会日の 3 0 日以前に全会員に通知を行った後、総会当日の出席者によって成立する。
4. 会議の議長は会長がこれにあたる。

(理事会)

第 1 6 条 理事会は、本会の運営に必要な事項を審議し決定等を行う。

2. 理事会は、会長が適宜これを招集する。

第 4 章 会 計

(会 計)

第 1 7 条 本会の運営に必要な経費は、会費・補助金・寄付金・事業に伴う収入等によって支弁する。

(会 費)

第 1 8 条 会費の額は別に定める。

(会計年度)

第 1 9 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 3 1 日に終る。

(監 査)

第 2 0 条 会長は、監事による会計の監査を受けなければならない。

第 5 章 雑 則

(施行細則)

第 2 1 条 この会則の施行について必要な事項は、理事会において別に定める。

(会則の改正)

第 2 2 条 この会則の改正は、理事会の議をたて総会出席者の過半数の賛成をもって改正することができる。

第23条 高知ウォーキング協会沿革

- 1988年4月 土佐へんろ道ウォーキングクラブとして発足
- 1988年8月 へんろ道外を歩く為、高知歩こう会を併設
- 2010年12月 鏡川早朝ウォーキングファンクラブへ加入
- 2010年10月 高知市ウォーキング協会・高知歩こう会と改名
協会旗・ロゴマーク設定
- 2012年5月 (一社)高知市ウォーキング協会として登記
- 2012年5月 高知市老人クラブ連合会と提携
- 2015年4月 高知県セカンドライフ友の会内に、高知やまももクラブ一歩会設立
- 2016年4月 下知コミセン内に下知歩こう会設立
- 2017年7月 高知鏡川ライオンズクラブ内に歩こう同好会設立
- 2018年3月 県下全域のウォーキング普及活動の為
高知ウォーキング協会・高知歩こう会と改名
- 2018年10月 計画委員会を設置

内 規

(会費規定)

本会会則第18条に基づき会費を次のように定める。

1. 会費の額は本会の定めた団体会費及び個人会費は次の通りとする。

(1) 入会金		無料
(2) 個人会員	年額	1,000円
(4) 賛助会員	年額	5,000円
(5) 家族会員	年額	500円
(6) 名誉会員(満80歳になる年度から名誉会員となる。年会費は免除する)		
2. 年度の途中で入会する場合は、入会の月より残り月数×300円の金額を会費とする。
3. 年度の途中で退会する場合は返金しない。

(事前申込の取消について)

3日前までの取消については、費用全額を返戻する。これ以降については返戻しない。但し、宿泊を伴う例会等についてはその都度定める。

(個人情報について)

入会申込み等に記入された個人情報はウォーキング関連以外は使用しないものとする。

(職制と分掌について)

本会の事務及び業務を処理するために事務局と幹事会を置くことができる。

事務局と幹事会の運営にあたり次の職制と文章を定める。

- (1) 会長は事務局長及び幹事長を副会長・理事の中から委嘱する。

① 事務局の業務

会計事務、総会事務、会員の管理(受入・異動・登録・名簿作成等)事務、会報の編集・

発行事務、会議記録、渉外、広報活動、庶務等に関する事務、等。

② 幹事会の業務

歩行計画及び実行、歩行役員の分担、歩行記録、歩行指導及び保険安全指導、歩行研修、歩行支援活動・関連事務部門への連絡及び支援、等

(2) 会長は、理事の中から事務局・部会の担当業務を委嘱することが出来る。